

■ 在宅医療・介護連携の推進

75歳以上高齢者（後期高齢者）は、疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高いなどの特徴を有しており、医療と介護の両方を必要とすることから、医療と介護のさらなる連携が必要となっています。

このような高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするためには、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行う必要があります。

国の基本指針等においては、以下の8項目の施策が掲げられており、平成30年4月までにすべての項目に取り組むこととされていることから、医師会をはじめ関係機関と緊密に連携しながら、在宅医療・介護サービスを一体的に提供できる体制の構築に向けた各種取組みを推進します。

（具体的な施策）

- 在宅医療・介護連携に関する関係者の参画する会議の開催
医療関係職種と介護関係職種の多職種で構成する協議会を平成 27 年度に立ち上げ、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議のほか、他の施策の実施に向けた進め方等について協議します。
- 地域の医療・介護サービス資源の把握
介護サービス事業者の情報については、「介護サービス事業者体制一覧」を作成し、市のホームページ上で公表しており、介護事業者などにおいて広く活用されていますが、一方、身近なかかりつけ医を把握するための情報等の不足が指摘されていることから、医療機関等も含めた地域のサービス資源の把握・提供に努めます。
- 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
在宅医療等に関する相談体制の構築が求められることから、医師会等と連携を図りながら、相談支援を行う体制を整備します。
- 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
介護サービス事業者および医療機関において、きめ細やかな介護サービスおよび医療サービスの提供に向け、地域で統一されたネットワークシステムの導入についての検討を行うほか、医療と介護における共通言語の構築などの情報共有の支援に努めます。
- 在宅医療・介護関係者の研修
在宅医療の充実に向けて、より多くの医療機関や医師、介護従事者に在宅医療・介護連携についての理解を深めてもらうとともに、在宅医療・介護連携に関する研修会を開催します。

○ 24 時間 365 日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

重度者等の在宅生活を支えるサービスとして、平成 24 年度から新たに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設され、市内では平成 26 年 9 月末現在、9 事業所が開設されていますが、利用者数が少ないことから、さらなる利用促進に向けて周知・普及を図ります。

さらに、今後増加が見込まれる医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、地域の在宅療養支援診療所等と連携を図りながら、24 時間 365 日対応できる体制の構築を目指します。

○ 地域住民への普及啓発

地域住民に対し、在宅医療・介護連携に関する事項について普及啓発に取り組みます。

○ 二次医療圏内・関係市区町村の連携

医師会同士の連携および関係市町村間の連携に向けた取り組みに努めます。